

応募要領

1. 応募資格

下記全ての条件を満たし、単独で業務実施を希望する日本国内に拠点を有している日本国の企業・団体。いずれか一つでも満たさない場合は応募できません。

- (1) 国の予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 国の令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」、又は「D」の資格を有する者であること。なお、更新にかかる期間を考慮し、弊社においては、2025 年 4 月 1 日～2025 年 6 月 30 日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和 4・5・6 年度競争参加資格にて一時的に代替できるものとし、令和 7・8・9 年度競争参加資格を取得後に追加提出すること。
- (5) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 事業若しくはこれに付随して知り得た関連技術、技術情報を第三者に開示、漏洩する恐れのないこと。
- (9) 弊社が必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

2. 応募要件

下記要件のうち、いずれか一つでも満たさない場合は応募できません。

- (1) 水中音の計測に関する機器を所有し、機器及びその取扱いに関する専門知識を有すること。
- (2) 水中音の計測業務及びデータの解析業務の実績を有すること。

3. 提出書類

以下の書類を別添の様式等により日本語で作成の上、提出してください（各書類の日付は提出日としてください）。

- (1) 企画競争参加申込書（様式 1）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式 2）
- (3) 会社情報にかかる書類（様式自由）

事業概要、資本金、住所、代表者の氏名、従業員数等を記載してください。ただし、会社パンフレット、営業パンフレット等に代えていただいても結構です。

- (4) 国の令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写し

ただし、更新手続き中の場合は、国の令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写しでも結構です。

- (5) 応募要件を満たしていることの証明書（様式 3）
- (6) 提案書（様式 4）

4. 提出期限

2025 年 5 月 14 日（水）17：00 必着

5. 提出方法

提出期限までに提出書類すべての PDF を暗号化の上、電子メール添付にて送付してください。原本の提出は必要ありません。

6. 提出先

深海資源開発株式会社

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 3 番 5 号

木下ビルディング 9 階

Tel 03-5614-7212（代表） Fax 03-3664-1930

事業推進本部 総務部 小島和浩 E-Mail soumu@dord.co.jp

7. 提案書の評価・採点方法

提出された提案書の内容は下表のとおり評価・採点し、各評価項目の得点合計が 70 点以上の者を合格とします。

評価項目	重みづけ 係数	評価点 (満点)	得点 (満点)	評価段階と評価点
業務背景の理解度	2.0	3.0	6.0	3.02.01.50.50.0 優れている必要なレベルにあるやや劣っている劣っている評価しない
業務内容の理解度 目的の妥当性	3.0	3.0	9.0	
重要事項の指摘の有無・妥当性 目標設定・実施方針の妥当性	4.0	3.0	12.0	
実施フローの妥当性	3.0	3.0	9.0	
実施工程の妥当性	2.0	3.0	6.0	
実施体制・配置技術者の妥当性	3.0	3.0	9.0	
情報セキュリティ対策の妥当性	3.0	3.0	9.0	
業務実施にかかる 全般的な技術力	4.0	5.0	20.0	5.04.03.01.00.0 優れている必要なレベルにあるやや劣っている劣っている評価しない
特定テーマに関する記述	4.0	5.0	20.0	
得点合計			100.0	

本業務提案にかかる特定テーマは以下のとおりとします。

- ・集鈇機の水中音に係るデータ収集及び解析を行う上で留意すべき点について述べる。

8. その他

本業務の実施において、業務内容の全部、又は業務全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理等の主要な部分を他者へ再委託することは、いかなる場合でも一切認めません。再委託を行うことにより本業務の効率化等が図られると見込まれる場合において、業務内容の主要でない部分を再委託する予定がある場合には、当該再委託が必要な理由、再委託予定金額を提案書に必ず記載してください。但し、再委託の額が 1,000 千円（消費税及び地方消費税込金額）未満で再委託費率が 50% 未満の場合には、当該記載は不要とします。

弊社との契約後に、提案書に記載がなく、再委託の額が 1,000 千円（消費税及び地方消費税込金額）以上の再委託を行う場合、又は再委託の額が 1,000 千円（消費税及び地方消費税込金額）未満で再委託費率が 50% 以上の再委託を行う場合には、当該再委託が必要な理由、再委託予定金額を明記した書面により、事前に弊社へ申請し弊社の承諾を得ていただく必要があります。

以 上